



栃木県公報

令和3(2021)年
10月8日(金)
第244号

目次

告 示

○予定保安林	929
○准看護師試験の実施	930
○道路の区域の変更	931
○道路の供用開始	932

公 告

○大規模小売店舗の新設の届出に係る意見の概要	932
○大規模小売店舗の新設の届出に係る県の意見の概要	933

告 示

栃木県告示第516号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和3(2021)年10月8日

栃木県知事 福田 富一

I

1 保安林予定森林の所在場所

日光市明神字取木沢2004、2005、字木桜端2027、2033から2046まで、2081、字愛宕沢2047から2071まで、2072-1、2078、2079、字田ノ入2125、2127から2130まで、2134から2136まで、2139、2140、2143、2144、2149から2152まで、字御通谷2153-1、2154-1、字鳥屋下2155-1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。)

II

1 保安林予定森林の所在場所

矢板市幸岡字富士山1613-1

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び矢板市役所に備え置いて縦覧に供する。)

Ⅲ

1 保安林予定森林の所在場所

さくら市上河戸字篠山1728から1730まで、字豊田境1732、1733

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字篠山1730（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及びさくら市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林整備課)

栃木県告示第517号

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定に基づく第71回准看護師試験を次のとおり実施するので、保健師助産師看護師法施行規則（昭和26年厚生省令第34号）第19条の規定により告示する。

令和3（2021）年10月8日

栃木県知事 福田 富一

1 試験期日

令和4（2022）年2月6日（日）

2 試験場所

宇都宮市陽南4丁目2-1 栃木県立衛生福祉大学校

3 願書の提出期間

(1) 提出期間

令和3（2021）年12月13日（月）から同月16日（木）まで

（郵送の場合は、簡易書留にて令和3（2021）年12月16日（木）までの消印有効）

(2) 提出場所

〒320-8501 宇都宮市埜田1丁目1-20

栃木県保健福祉部医療政策課看護職員育成担当 電話 028（623）3152

4 試験科目

人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護

5 受験資格

保健師助産師看護師法第22条各号のいずれかに該当する者（次のいずれかに該当する者）とする。

- (1) 文部科学大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者（令和4（2022）年3月まで

に修業する見込みの者を含む。)

- (2) 都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者(令和4(2022)年3月までに卒業する見込みの者を含む。)
- (3) 文部科学大臣の指定した学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。)において看護師になるのに必要な学科を修めて卒業した者(令和4(2022)年3月までに卒業する見込みの者を含む。)
- (4) 文部科学大臣の指定した学校において3年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者(令和4(2022)年3月までに修業する見込みの者を含む。)
- (5) 都道府県知事の指定した看護師養成所を卒業した者(令和4(2022)年3月までに卒業する見込みの者を含む。)
- (6) 外国の保健師助産師看護師法第5条に規定する業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が(3)から(5)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの
- (7) 外国の保健師助産師看護師法第5条に規定する業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者のうち、(6)に該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、栃木県知事が適当と認めたもの

6 受験手続

試験を受けようとする者は、次の書類を提出すること。

- (1) 第71回栃木県准看護師試験願書
- (2) 第71回栃木県准看護師試験写真票・受験票

出願前6か月以内に脱帽して正面から撮影した縦6センチメートル、横4センチメートルの写真で、裏面に撮影年月日及び氏名を記入したものを貼り付けること。

- (3) 受験資格を証する書類

ア 5の(1)から(5)までのいずれかに該当する者は、当該学校又は養成所の修業証明書又は卒業証明書。修業又は卒業見込みである者については、修業見込証明書又は卒業見込証明書とするが、令和4(2022)年3月4日(金)午後5時までに修業証明書、卒業証明書又は卒業(修業)確定証明書のいずれかを提出すること。また、卒業(修業)確定証明書を提出した者については、令和4(2022)年3月11日(金)午後5時までに修業証明書又は卒業証明書を提出すること。修業証明書、卒業証明書又は卒業(修業)確定証明書がそれぞれの提出期限までに提出されないときは、試験結果のいかんにかかわらず当該者に係る試験を無効とする。

なお、出願書類を学校又は養成所で取りまとめる場合には、修業見込証明書又は卒業見込証明書は一連名簿で提出しても差し支えない。

イ 5の(6)又は(7)に該当する者は、当該事実を証する書類の写し

7 受験票の交付

出願書類を受理した後、受験資格があると認められた者については、本人又は学校若しくは養成所に受験票を送付する。

(医療政策課)

栃木県告示第518号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和3(2021)年10月8日から同年11月8日まで一般の縦覧に供する。

令和3(2021)年10月8日

栃木県知事 福田 富一

I

道路の種類 県道

路線名 主要地方道 宇都宮那須烏山線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
10	前	那須烏山市田野倉184-1 から 那須烏山市田野倉236-7 まで	10.1 ~ 11.7	28.2	
	後A	那須烏山市田野倉184-1 から 那須烏山市田野倉236-7 まで	10.1 ~ 11.7	28.2	
	後B	那須烏山市田野倉184-1 から 那須烏山市田野倉236-7 まで	2.4 ~ 4.4	38.3	

II

道路の種類 県道

路 線 名 一般県道 佐野太田線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
52	前	佐野市村上町字権現谷176-1 から 佐野市村上町字西ノ免1481-2 まで	16.8 ~ 40.9	1052.8	
	後	佐野市村上町字権現谷176-1 から 佐野市村上町字西ノ免1481-2 まで	16.8 ~ 40.9	1052.8	

栃木県告示第519号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和3（2021）年10月8日から同年11月8日まで一般の縦覧に供する。

令和3（2021）年10月8日

栃木県知事 福 田 富 一

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
52	一 般 県 道 佐 野 太 田 線	佐野市村上町字権現谷176-1 から 佐野市村上町字西ノ免1481-2 まで	令和3（2021）年 10月8日

(道路保全課)

公 告

○大規模小売店舗の新設の届出に係る意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第3項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出についての同条第1項の規定による意見の概要を次のとおり公告し、当該意見を令和3（2021）年11月8日まで栃木県産業労働観光部経営支援課において縦覧に供する。

令和3（2021）年10月8日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）クスリのアオキ那珂川店
那須郡那珂川町小川字神田206番 外
- 2 法第8条第1項の規定による意見の概要

市 町 村 名	意 見 の 概 要
那 珂 川 町	意 見 な し

○大規模小売店舗の新設の届出に係る県の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第4項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出に係る意見について通知したので、概要を次のとおり公告し、当該意見を令和3（2021）年11月8日まで栃木県産業労働観光部経営支援課において縦覧に供する。

令和3（2021）年10月8日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）クスリのアオキ那珂川店
那須郡那珂川町小川字神田206番 外
- 2 法第8条第4項の規定による意見の概要
意見なし

（経営支援課）